

社会福祉法人下関市社会福祉協議会
貸出遊具の取り扱いについて

1. 目的

住民相互の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「居場所づくり」の活動を支援するため、ふれあい・いきいきサロン等で活用できる遊具を貸出します。

2. 貸出対象

- (1) 下関市内のふれあい・いきいきサロンの実施団体・グループ
- (2) 下関市内の子育てサロンの実施団体・グループ
- (3) その他、貸出しが適当と認められる団体・グループ

例) 下関市内の自治会、ボランティアグループ、学校、福祉団体、福祉施設などが地域住民相互の交流を目的に使用する場合

3. 貸出遊具の種類および使用料

遊具の種類は別表のとおりで使用料は無料です。

4. 申込み方法

申込みの受付は貸出希望日の2ヶ月前からできます。

遊具の貸出しを希望する団体・グループは、事前に電話で予約状況を確認し予約を入れた上で「貸出遊具使用申請書」を下関市社協(地域福祉課)まで提出して下さい。

5. 貸出し期間

遊具の貸出期間は一回につき原則3日以内とします。

※ただし土日祝日の貸出しおよび返却はできませんので、使用日が土日祝日になる場合は、この限りではありません。

(例) 使用日が日曜日の場合の貸出し期間…金曜日から月曜日までの4日間

6. 貸出しおよび返却

遊具の貸出しおよび返却は開館時間内とし職員立ち合いのもと行います。

土日祝日の貸出しおよび返却は出来ません。

下関市社会福祉センターの開館時間 … 9時00分より 17時00分まで

7. 遊具使用にあたってのお願い

貸出しの際に遊具の使用方法を職員が説明いたします。

貸出し中に万が一、遊具本体や部品等を損傷または紛失した場合は速やかにご連絡下さい。

なお損傷の度合いによっては弁償していただくことがありますので、充分気を付けて大切にご使用下さい。

8. 目的外使用の禁止

貸出遊具を目的に反して使用し、譲渡、交換、また貸しおよび営利活動に使用することを禁じます。